

## 令和8年度6月補正予算審査特別委員会設置要綱（案）

### 1 目的

令和8年第2回定例会に提案される令和8年度6月補正予算を総合的に審査することを目的とする。

### 2 名称

令和8年度6月補正予算審査特別委員会とする。

### 3 設置の根拠

地方自治法第109条第1項及び東京都議会委員会条例第4条による。

### 4 権限

令和8年第2回定例会に提案される令和8年度6月補正予算について審査する。

### 5 委員会の組織

- (1) 委員は23名とし、委員長1名、副委員長3名及び理事5名を置く。
- (2) 委員の割当は、全ての会派に1名ずつ割り当てた後、各会派の按分比による。

### 6 審査の方法

- (1) 審査は、提案説明、質疑、部局別質疑、討論、表決の順序で行うものとする。
- (2) 部局別質疑は、各常任委員会の調査をもって代えるものとする。

### 7 その他

この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は委員会の決定による。